

2023年度 ひーまん保育園 入園要項

【対象年齢】

- 0歳児(生後2ヶ月)～2歳児
(2020年4月2日以降に出生されたお子様)

【募集人数】

園名	0歳児(名)	1歳児(名)	2歳児(名)
藤が丘(定員19名)	6	2	2
綱島(定員12名)	4	1	1
反町(定員19名)	3	1	1
鶴見(定員19名)	6	2	2
二俣川(定員19名)	5	2	1
いずみ中央(定員19名)	6	1	1
和田町(定員19名)	5	2	2
阪東橋(定員19名)	6	1	1
上大岡(定員19名)	6	1	1
戸塚(定員19名)	6	1	1
弘明寺(定員19名)	6	1	1
新杉田(定員19名)	1	3	1
能見台(定員17名)	3	1	3
大船(定員12名)	3	1	1
藤沢(定員19名)	4	1	1
南林間(定員12名)	3	1	1

【入園資格】

- 保護者が就労・病気・介護等の状況により、週4日以上保育の必要性があると認められるお子様。
(企業等にお勤めの場合には「就労証明書」、自営業の方や就労以外の理由の場合にはお住まいの自治体より発行される「保育認定証(支給認定書)」が入園時に必要となります。)
- ※ 当園は地域枠の方も入園が可能ですが、企業枠の方が優先となっております。
現時点では企業枠でない方も、企業枠として入園できる場合がございますので、ご希望の方は入園申し込みフォームにて「企業枠」を選択し、企業名・ご担当者名等をご記入ください。当園より企業様へご案内をさせていただきます。

【応募方法】

- 下記QRコードもしくはURL内の「入園申し込みフォーム」に必要事項をご入力の上、送信をお願い致します。



< <http://bit.ly/3UmFLf0> >

※2023年度保育料金表は、上記フォーム内にございます。

※不備がございますとお申し込みを受付けられない場合もございます。

※応募締め切り:12/19(月)まで

【入園の流れ】

- 12/19(月) 一次募集締め切り
 - ・上記入園申し込みフォームよりお申し込みをお願い致します。
- 12/20(火)～1/24(火) 選考期間
 - ・書類選考通過の方へは、随時園より親子面談のご案内を致します。
 - ・選考結果は1/25(水)までにご連絡致します。
 - (可否に関わらずご連絡致します。選考基準についてのお問い合わせはご遠慮ください。)
- 2/6(月) 入園準備金ご入金締め切り
 - ・合格の方は入園準備金(30,000円)のご入金をもって入園の確定とさせていただきます。
 - ・期日までにご入金を確認できない場合には、入園辞退とみなします。
- 2/15(水) 入園手続き書類発送
 - ・利用決定の方へ入園手続き書類一式を送付致します。
 - ・各種書類は、入園説明会の際に園へご提出ください。
 - ・就労証明書等はお勤め先により発行に時間が掛かる場合もございますのでお早目にご準備をお願い致します。
- 3月初旬～中旬 入園説明会
 - ・各ぴーまん保育園にて入園説明会を行います。
 - ・時間等の詳細は追ってご案内致します。
 - ・入園手続き書類をご持参ください。

事業者様
保護者様

企業主導型保育園『ぴーまん保育園』 共同利用契約（企業枠）のご案内

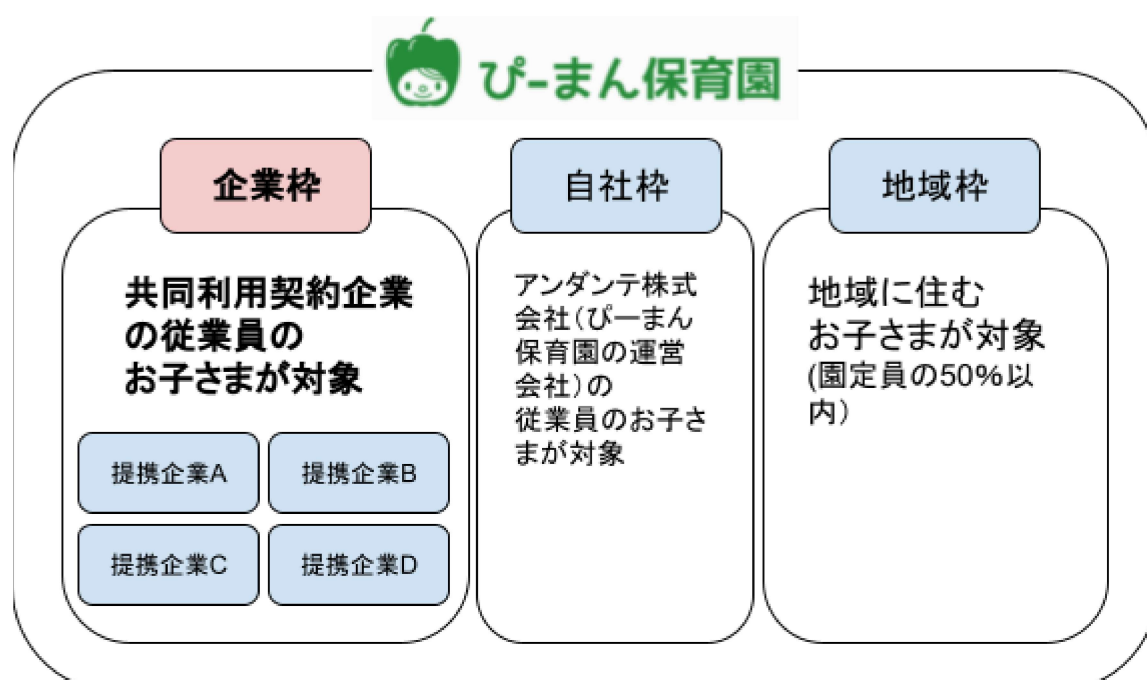
企業主導型保育園『ぴーまん保育園』は、平成28年度に内閣府が創設した企業主導型保育事業の制度を基盤としてアンダンテ株式会社が設置・運営する保育園です。当園は、企業様と共同利用契約を結び、園の定員の約半数を企業枠として提供しています。当園と共同利用枠を結ぶことで、貴社の従業員様のお子さまの保育園の確保や当園をご利用する際にかかる保育料の軽減などの利点がございましたので、ぜひ共同利用契約（企業枠）をご検討いただきたいと存じます。

◆認可保育園と企業主導型保育園『ぴーまん保育園』の違いと特徴

一般的に認可保育園は、市が認可した保育園のことをいいます。入園に際しては保護者さまがお住まいの自治体に申請を行い、自治体の基準に基づいた選考と入園決定は自治体が行います。保育料は保護者さまの世帯収入によって決まります。

企業主導型保育園『ぴーまん保育園』は、国（内閣府）が管轄し、認可保育園と同等の運営規程に基づいた運営を行っています。入園に際しては、保護者さまが自治体を通さず当園に直接申込みしていただき契約をします。保育料は認可保育園並みまたはそれ以下となっております。（別紙 ぴーまん保育園 料金表を参照）
また日曜日・祝日や7時～20時の時間帯で開園しているため、エッセンシャルワーカーやサービス業など多様な働き方をする保護者さまでもご利用しやすいことが特徴です。

◆ぴーまん保育園の利用枠の概要



◆企業枠とは

当園と共同利用契約を締結した企業の従業員のお子さまに提供する利用枠のことです。定員には上限がありますので入園を約束するものではありませんが、地域枠よりも定員枠を多く用意しています。

◆共同利用契約が可能な企業の条件

社会保険適用事業所であること（法人番号を確認します）
なお、当園をご利用する従業員さまの社会保険加入は問いません。

◆企業さまのメリット

費用負担なく共同利用契約を行うことができます。
従業員の保育料軽減や保育所の確保など福利厚生の一環としての役割をもつことができます。

◆従業員さまのメリット

定員人数に制限がある地域枠に比べ、入園できる可能性が高くなります。
保育料が地域枠の方よりも安く、費用負担が軽減されます。

◆よくあるご質問

Q.共同利用契約に費用は発生しますか。

A.契約に関して費用はかかりません。また園児が、当園をご利用中に事故に見舞われた場合などは、当園と保護者様で直接協議をさせていただくため企業様のご負担はありません。なお、当園では日本スポーツ振興センターの傷害保険に加入をし、万が一の場合に備えております。

Q.共同利用契約をすれば、必ず従業員の子どもを入園させることができますか？

A:該当するお子さまの年齢における定員を超える申込みがあった場合などは、入園できないことがあります。

Q.継続更新する場合、契約書を毎回締結する必要がありますか？

A:期間満了1か月前までに解約の申し出がない場合は、1年の自動延長となります。

1か月前までに通知することで契約を解約することができますが、従業員のお子さまが利用している期間中に解約した場合、そのお子さまの企業枠利用も解除となります。その際、地域枠に空きがない場合にはそのお子さまに退園いただく場合がございますのでご注意ください。

◆関連ホームページ

・ぴーまん保育園ホームページ

<https://www.pman-hoiku.com/>

ウェブ検索「ぴーまん保育園」

・企業主導型保育事業ポータル

<https://www.kigyounaihoiku.jp/sharing>

ウェブ検索「企業主導型保育園 ポータルサイト」